

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立日本橋中学校改築及び中央区立千代田公園整備工事（建築・解体その他追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区東日本橋一丁目10番
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	アスベスト撤去・処分（プール棟、校舎棟） 一式 パーキングメーター撤去・移設 一式 ピット内湧水処理 一式
5 工 期	令和8年3月27日まで
6 契 約 金 額	11,693,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和8年1月13日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区京橋一丁目7番1号 戸田建設株式会社 代表取締役社長 大谷 清介
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>現在、中央区立日本橋中学校改築及び中央区立千代田公園整備工事（建築工事）（以下「本工事」という。）は、上記業者が施工中である。</p> <p>本工事における既存建物解体の施行に際して、設計時に調査・想定できなかった箇所であるアスベスト撤去・処分（プール棟、校舎棟）、パーキングメーター撤去・移設及びピット内湧水処理にかかる追加工事が必要となった。</p> <p>施工上、同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、同者が施工することが最も有効であるとともに、経費についても概ね44%の削減を図ることができる。</p> <p>以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号